

# 第7章 特別支援教育

## 第1節 教育課程

### 1 平成24年度特別支援教育教育新課程講習会

#### (1) 特別支援学校

ア 会の名称 平成24年度特別支援学校新教育課程講習会

イ 目的 特別支援学校の教育課程に関する研究成果の発表及び研究協議を行い、特別支援学校における学習指導等の改善と教員の指導力向上に資する。

ウ 期日・場所 平成24年8月22日(水) 豊田市立豊田養護学校

エ 参加者 特別支援学校教員 85人

#### (2) 小学校及び中学校の特別支援学級、通級による指導

ア 会の名称 平成24年度特別支援教育に係る教育課程等研究集会

イ 目的 小・中学校の特別支援学級並びに通級による指導における教育課程に関する研究、並びに通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援のあり方に関する研究の成果を発表し、研究協議を通して学習指導等の改善と指導力の向上に資する。

ウ 期日・場所 平成24年8月20日(月) 蒲郡市民会館(三河部)

平成24年8月21日(火) 江南市民会館(尾張部)

エ 参加者 2会場 合計236人

### 2 特別支援教育研究委嘱

種別	項目	学校名	研究課題	研究委嘱期間
県教育委員会		愛西市立草平小学校	充実感と過ごしやすさの感じられる学校を目指して ～みんなで取り組む特別支援教育～	平成23年度 ～ 平成24年度

### 3 学校訪問

特別支援学校並びに特別支援学級を設置する小・中学校を訪問し、学校管理、教育課程、学習指導、生徒指導、生活指導、進路指導、現職研修等に関する諸問題について指導助言を行った。

#### (1) 平成24年度特別支援学校重点指導事項

新学習指導要領実施に向けた教育課程の編成について

#### (2) 訪問校

##### ア 特別支援学校

計画訪問 15校

##### イ 特別支援学級設置の小・中学校

計画訪問 小学校6校、中学校6校

#### 4 教育課程の編成と運営

##### (1) 幼稚部

6 領域編成 盲 2 校、聾 4 校、養（知）1 校、養（肢）1 校

##### (2) 小学部

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等に基づいて、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間（小学部 3 年生以上、知的障害養護学校を除く。）で編成されている。

ア 知的障害養護学校の教育課程を適用した教育課程を編成している学校（知的障害養護学校を除く。）

盲 2 校、聾 4 校、養（肢）8 校、養（病）1 校

イ 領域・教科を合わせた指導を行っている学校

盲 2 校、聾 4 校、養（知）8 校、養（肢）8 校、養（病）1 校

##### (3) 中学部

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等に基づいて、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間で編成されている。

ア 知的障害養護学校の教育課程を適用した教育課程を編成している学校（知的障害養護学校を除く。）

盲 2 校、聾 4 校、養（肢）8 校、養（病）1 校

イ 領域・教科を合わせた指導を行っている学校

盲 2 校、聾 4 校、養（知）8 校、養（肢）8 校、養（病）1 校

##### (4) 高等部

特別支援学校高等部学習指導要領等に基づいて、各教科、道徳（知的障害養護学校のみ）、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間で編成されている。

ア 教育課程に類型又はコースを設けている学校

盲 2 校、聾 4 校、養（知）12 校、養（肢）8 校、養（病）1 校

イ 領域・教科を合わせた指導を行っている学校

盲 2 校、聾 3 校、養（知）8 校、養（肢）8 校、養（病）1 校

ウ 知的障害養護学校の教育課程を適用した教育課程を編成している学校（知的障害養護学校を除く。）

盲 2 校、聾 3 校、養（肢）8 校、養（病）1 校

\*（知）知的障害 （肢）肢体不自由 （病）病弱

## 第 2 節 教 科 用 図 書 の 採 択

### 1 小学部及び中学部（義務教育段階）使用教科用図書

特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書は、「義務教育諸学校の教科書の無償措置に関する法律」第13条の規定に基づき、採択した。

特別支援学校の教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書のほか、盲学校用教科書（点字本）が小学部 4 種目各 1 種、中学部 7 種目各 1 種、聾学校用教科書が小学部 2 種目各 1 種、中学部 1 種目 1 種、養護学校（知的障害教育）用教科書が小学部、中学部ともそれぞれ 3 種目各 1 種から採択するとともに、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「附則第 9 条図書」という。）を採択した。

附則第 9 条図書の採択にあたっては、愛知県教科用図書選定審議会の審議を経て、県教育委員会において附則第 9 条図書の選定及び採択の方針を決定するとともに、選定審議会に附則第 9 条図書について調査研究を行う調査員（特別支援学校教職員等 28 人）を置き、その調査研究に基づく選定審議会の審議を経て、県教育委員会において「平成 25 年度使用一般図書選定資料」の作成を行った。

選定及び採択の方針の概要は、次のとおりである。児童生徒用の教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。なお、この場合、下学年用の文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定について検討するものとする。上記の使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成 25 年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定するものとする。

平成 25 年度使用愛知県立特別支援学校小学部・中学部教科用図書採択状況

区分	文 部 科 学 省 検 定 済 教 科 書	特 別 支 援 学 校 用 教 科 書	学 校 教 育 法 附 則 第 9 条 に 規 定 す る 教 科 用 図 書		計
			小 学 校 用 教 科 書	一 般 図 書	
小学部	11 種目 9 者 26 種 2,052 冊	5 種目 6 者 9 種 2,126 冊	/	10 種目 20 者 64 種 3,189 冊	12 種目 26 者 99 種 7,367 冊
中学部	15 種目 8 者 31 種 1,542 冊	8 種目 7 者 15 種 993 冊	2 種目 2 者 2 種 161 冊	11 種目 24 者 68 種 2,753 冊	16 種目 30 者 116 種 5,449 冊

### 2 高等部使用教科用図書の採択

県立高等学校と同様の手続きで採択した。（P.109～P.110 参照）

平成 24 年度は、生徒の実態に応じて、高等学校用、中学校用、小学校用又は特別支援学校小・中学部用教科用図書を採択した。

なお、このほか、「愛知県立学校管理規則」第 8 条の規定に基づき、214 種の一般図書の教科用図書に係る届出を受理した。

平成 25 年度使用愛知県立特別支援学校高等部教科用図書採択状況

高等部用 教科書	高等学校用教科用図書		学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書			計
	高等学校用 教科書 (第 1 部)	同 左 (第 2 部)	中学校用 教科書	小学校用 教科書	特別支援学校 小・中学部用 教科書	
未 発 行	28 種目 20 者 88 種 1,963 冊	42 種目 24 者 91 種 978 冊	8 種目 7 者 21 種 2,708 冊	8 種目 8 者 26 種 1,702 冊	5 種目 3 者 5 種 97 冊	58 種目 26 者 231 種 7,448 冊

### 3 就学猶予・免除者への教科書の無償給与

「就学義務猶予免除者に対する教科書の無償給与について」(平成17年4月1日付17文科初第22号文部科学省初等中等教育局長依頼)に基づき、学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された児童生徒で、教科書の給与を希望し、かつ市町村教育委員会が教科書による学習が可能であると認めた者に対して教科書を無償給与することができる。平成24年度は10人に給与した。

### 4 補助教材

「愛知県立学校管理規則」第8条の規定に基づき、各学校から小学部用276種、中学部用241種、高等部用213種の補助教材の使用に係る届出を受理した。

## 第3節 就 学 指 導

### 1 愛知県就学指導委員会

障害のある子どもの実態の把握と特別支援学校並びに特別支援学級への就学・入級指導の適正を期するため、県教育委員会に愛知県就学指導委員会(会長 愛知県特別支援教育推進連盟理事長)を設置している。この委員会は、医師、学識経験者、児童福祉関係者、教育関係者等25人以内の委員で構成しており、障害児の就学、地区就学指導委員会との連絡調整、特別支援教育の啓発等に関する事業について協議することとなっている。(平成20年度より、愛知県就学指導委員会と、地区就学指導委員会を一本化する。)

平成24年度における開催状況は、次のとおりである。

開催日	協議事項
25.1.11	障害児の就学指導について 平成25年度に係る市町村就学指導委員会審議状況について

### 2 市町村就学指導委員会

障害のある子どもの実態把握と障害児の判定と就学指導、特別支援教育の啓発等の協議を行っている。

平成24年度における就学に係る教育事務所別市町村就学指導委員会審議状況は、次のとおりである。

区分	市町村就学指導委員会 審議人数(人)
尾張教育事務所管内の市町	1,335
海部教育事務所管内の市町村	501
知多教育事務所管内の市町	397
西三河教育事務所管内の市町	995
東三河教育事務所管内の市町	759
新城設楽支所・設楽教育指導室管内の市町村	48
合計	4,035

### 3 早期教育相談

小学校への適正及び円滑な就学を推進するため、幼児期から就学前の障害のある子どもをもつ保護者に対して、支援の在り方や就学相談等についての相談活動を県内6地区、7会場で実施した。

相談員は、小・中学校教員、特別支援学校教員、県総合教育センター職員、市町村教育委員会職員、教育事務所指導主事、保健・福祉・医療等関係機関職員等約15人で構成している。

平成24年度における開催状況は次のとおりである。

地区	開催日	会場	相談者数(人)
尾張(愛日)地区	24.7.31,8.1	春日井ささえ愛センター	110
尾張(中島・丹波)地区	24.8.2,3	岩倉市総合体育文化センター	79
海部地区	24.8.28,29	あま市甚目寺公民館	45
知多地区	24.8.6,7	半田市中央公民館	104
西三河地区	24.7.30	西三河総合庁舎	13
東三河地区	24.8.2,3	東三河県庁	75
新城・設楽地区	24.7.23	新城市勤労青少年ホーム・しんしるはつらつセンター	13
計			439

### 4 平成24年度障害幼児・児童・生徒の就学者数

(単位：人)

区分	幼児・児童・生徒数				
	計	幼	小	中	高
計	15,136	132	7,594	4,117	3,193
特別支援学校	6,875	132	2,014	1,436	3,193
特別支援学級	8,261	-	5,580	2,681	-

### 5 平成24年度障害による就学義務猶予・免除者数(単位：人)

区分	計	6～11歳	12～14歳
計	3	2	1
猶予	2	1	1
免除	1	1	0

### 6 障害児就学指導担当者講習会

特別支援学校及び特別支援学級への就学・入級指導の適正を期し、県教育委員会が作成した「障害児就学指導の手引」の趣旨徹底を図るため、市町村教育委員会の障害児の就学事務担当者を対象として、次のとおり5地区において講習会を開催した。

地区	開催日	会場	参加者	参加者数(人)
尾張	24.5.8	県三の丸庁舎	尾張教育事務所管内の市町教育委員会就学事務担当者	34
海部	24.6.27	海部総合庁舎	海部教育事務所管内の市町村教育委員会就学事務担当者	11
知多	24.6.1	知多総合庁舎	知多教育事務所管内の市町教育委員会就学事務担当者	17
西三河	24.6.22	岡崎養護学校	西三河教育事務所管内の市町教育委員会就学事務担当者	21
東三河	24.6.22	東三河総合庁舎	東三河教育事務所管内の市町教育委員会就学事務担当者	14
計				97

7 市町村特別支援教育担当指導主事等会議

障害のある子どもの実態調査をもとに就学指導を適正かつ円滑に実施するため、市町村の特別支援教育担当指導主事（担当者）を対象に連絡会を開催した。

開催日	会場	参加者	参加者数(人)
24.5.11	東大手庁舎	各市町村特別支援教育担当指導主事（担当者）	75
24.9.4	県自治センター	各教育事務所特別支援教育担当指導主事等	75

8 特別支援学校（小・中学校）学校指定

学校教育法施行令第14条第2項の規定に基づく平成24年度の学校指定の状況は、次のとおりである。

平成24年度特別支援学校指定状況について（単位：人）（24.5.1現在）

区分	盲学校	聾学校	養護学校				合計
			知的障害	肢体不自由	病弱	計	
新学齢児	5	36	218	125	1	344	385
小・中学校からの転校	0	0	1	4	31	36	36
特別支援学校間の転校	0	0	0	1	0	1	1
他県からの転校	0	0	0	0	10	10	10
就学猶予・免除の解除	0	0	0	0	0	0	0
計	5	36	219	130	42	391	432

9 幼稚部・高等部入学者選考

平成24年11月5日(月)「平成25年度愛知県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者の募集について」公告、平成25年2月27日(水)、各募集学校において(高等養護は2月6日(水))、入学者選考を実施した。平成25年度入学志願者数等の概況は、次のとおりである。

区分		募集人員	志願者数(人)	入学者数(人)
幼稚部	盲学校	約12人程度	5	5
	聾学校	約42人程度	31	31
	養護学校	約18人程度	10	10
高等部	盲学校	約59人	39	39
	聾学校	約96人	62	62
	養護学校	約921人	922	830

## 第4節 施設内教育・訪問教育

### 1 施設内教育

児童福祉施設等に入所（院）している学齢児童生徒のうち、就学は可能であるが、障害の状態が重度又は重複しているため、通学して教育を受けることが困難な者に対して、施設等内において通学生に準じた教育を実施した。（2施設6病院、27学級、70人）

### 2 訪問教育

就学は可能であるが、障害の状態が極めて重度であるか重複しているため、通学して教育を受けることが困難な在宅又は病院入院中の学齢児童生徒に対して、週3回、1回3単位時間、教員を家庭等へ派遣し教育を行った。高等部においては、平成12年4月から家庭訪問教育を本格的に実施した。（45学級、106人）

### 3 平成24年度施設内教育・訪問教育の学級数等 （24.5.1現在）

区 分		施設内教育				訪問教育				
		学級数	児童・生徒数			学級数	児童・生徒数			
			計	小	中		計	小	中	高
合 計		27	70	42	28	45	106	58	25	23
知的障害	計	13	35	22	13	10	24	14	10	0
	県立	13	35	22	13	6	15	10	5	0
	市立	0	0	0	0	4	9	4	5	0
肢体不自由（県立）		2	5	3	2	26	65	34	8	23
病弱（県立）		12	30	17	13	9	17	10	7	0
県立計（再掲）		27	70	42	28	41	97	54	20	23

## 第5節 特別支援教育の推進

### 1 特別支援学級等の充実

#### (1) 学級編制等

平成24年度における特別支援学級数は2,357学級で前年度より86学級増である。

#### 特別支援学級の学級数等 （24.5.1現在）

区 分	設置学校数			学 級 数			児 童 ・ 生 徒 数		
	計	小	中	計	小	中	計	小	中
計	1,212	850	362	2,357	1,658	699	8,261	5,580	2,681
知的障害	1,110	774	336	1,171	804	367	4,186	2,707	1,479
肢体不自由	47	38	9	47	38	9	82	70	12
病弱・身体虚弱	27	22	5	30	24	6	69	50	19
弱 視	6	4	2	6	4	2	8	6	2
難 聴	6	5	1	7	5	2	19	9	10
言語障害	3	1	2	3	1	2	4	2	2
自閉症・情緒障害	1,022	730	292	1,093	782	699	3,893	2,736	1,157

（注）「設置学校数」の計は、実学校数である。

## (2)通級指導教室

通級指導教室は、通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒の障害の改善・克服の指導の場として、平成5年度に制度化された。

通級指導教室設置学校数・教室数・指導を受けている児童生徒数 (24.5.1現在)

区 分	設 置 学 校 数				教 室 数				児 童 ・ 生 徒 数		
	小	中	聾	計	小	中	聾	計	小	中	計
言 語 障 害	36			36	36			36	492	3	495
自 閉 症	21	3		24	21	3		24	263	26	289
情 緒 障 害	37	5		42	37	5		42	472	70	542
難 聴	4	1		5	4	1		5	25	12	37
L D	35	4		39	36	4		40	460	48	508
A D H A	67	2		69	67	2		69	816	20	836
言 語 ・ 難 聴			5	5			5	5	116	31	147
合 計	196	15	5	216	201	15	5	221	2,644	210	2,854

(注1)「設置学校数」の計は、実学校数である。(複数設置校4校)

(注2)「言語・難聴」は、聾学校教員による通級指導である。

## 2 養護学校体験入学

障害のある子どもの適正かつ円滑な就学の推進を図るため、瀬戸市立瀬戸養護学校、豊田市立豊田養護学校及び県立養護学校(高等養護学校を除く)全校において体験入学を実施した。

新たに入学することとなる障害のある子ども及びその保護者を対象として、授業参観、学校における諸活動への参加、就学相談等を行った。

平成24年度参加者状況 (単位:人)

区 分	知的障害養護学校	肢体不自由養護学校	病弱養護学校	計
新学齢児童等	333	230	9	572
保 護 者	458	289	12	759
そ の 他	41	54	2	97
計	832	573	23	1,428

(延べ人数)

## 3 聾幼児教育相談事業

聴覚障害児の言語指導では特に幼児期の指導が重要であるので、聾幼児教育相談事務嘱託員を千種・豊橋・岡崎・一宮聾学校に計4人配置した。

各聾学校とも、聴力検査及び障害についての教育相談、基本的な生活習慣確立の指導、補聴器利用の指導、発語・読話指導、リズム遊戯等による集団への適応、両親教育等を行っている。

第 6 節 就 学 奨 励

特別支援学校への就学奨励に関する法律並びに特別支援教育就学奨励費負担金交付要綱及び同補助金交付要綱に基づき、公立の特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級への就学を奨励するため、その就学に必要な経費のうち、次に掲げる経費について保護者の経済的負担を軽減するための就学奨励事業を実施した。

1 就学奨励費（特別支援学校分）

区 分	教科用図書 購入費	学校給食費	交 通 費				職場実習費
			通 学 費		帰 省 費		
			本 人	付 添 人	本 人	付 添 人	
支弁人員(人)	1,653	5,504	5,769	2,119	327	43	1,050
支弁額(円)	21,284,437	228,404,479	143,592,162	42,790,986	8,162,203	401,096	2,555,035
区 分	交 通 費	寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費			修学旅行費	校外活動等 参加費	職 場 実 習 宿 泊 費
	交 流 及 び 共 同 学 習 費	寝 具 購 入 費	日 用 品 等 購 入 費	食 費			
支弁人員(人)	213	43	185	191	1,504	3,924	0
支弁額(円)	85,287	176,653	3,879,781	15,324,465	50,022,033	9,399,479	0
区 分	学 用 品 等 購 入 費	新 入 学 児 童 生 徒 学 用 品 等 費	合 計	実 支 給 人 員			
支弁人員(人)	5,435	1,373		6,248			
支弁額(円)	61,009,685	23,243,122	619,730,382				

2 就学奨励費（特別支援学級分）

区 分	学校給食費	交 通 費 ( 通 学 費 )	職 場 実 習 交 通 費	交 流 及 び 共 同 学 習 交 通 費	修学旅行費	校 外 活 動 等 参 加 費			
						宿 泊 を 伴 わ ない も の	宿 泊 を 伴 う の		
小 学 校	支弁人員(人)	3,595	30	0	177	568	3,040	458	
	支弁額(円)	70,812,259	417,744	0	57,350	5,439,288	2,046,620	536,781	
中 学 校	支弁人員(人)	1,567	17	18	36	501	1,054	443	
	支弁額(円)	34,148,491	551,689	17,722	23,485	11,822,329	1,002,885	851,019	
計	支弁人員(人)	5,162	47	18	213	1,069	4,094	901	
	支弁額(円)	104,960,750	969,433	17,722	80,835	17,261,617	3,049,505	1,387,800	
区 分	学 用 品 等 購 入 費	新 入 学 児 童 生 徒 学 用 品 等 費	体 育 実 技 用 具 費	拡 大 教 材 費	合 計	実 支 給 人 員			
小 学 校	支弁人員(人)	3,608	492	0	1	11,969	3,781		
	支弁額(円)	19,418,055	4,961,850	0	10,000	103,699,947			
中 学 校	支弁人員(人)	1,587	521	0	0	5,744	1,633		
	支弁額(円)	16,903,171	6,075,250	0	0	71,396,041			
計	支弁人員(人)	5,195	1,013	0	1	17,713	5,414		
	支弁額(円)	36,321,226	11,037,100	0	10,000	175,095,988			

(注) 実施市町村数 52市町村